

令和6年度第2回 飯舘村環境回復検討委員会
議事録

- 1 日時 令和6年5月30日（木）13：30～17：00
- 2 場所 飯舘村役場第1会議室ほか
- 3 出席者
委員：塚田 祥文 委員長（福島大学）
林 誠二 委員（国立環境研究所）
万福 裕造 委員（農業・食品産業技術総合研究機構）
オブザーバー
内閣府
辻本 崇紀 原子力災害対策本部住民安全班長
枝川 慶彦 原子力被災者生活支援チーム参事官補佐
環境省福島地方環境事務所
中村 祥 環境再生・廃棄物対策部環境再生課長
半谷 正弘 環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官
佐藤 文芳 県北支所長
高野 浩克 県北支所長補佐
事務局
佐藤 正幸 村づくり推進課長
三瓶 真 産業振興課長
多田 朋永 産業振興課農政第二係長
松下 義光 村づくり推進課企画定住係長
羽田 美和 産業振興課農政第二係主査
藤井 慎悟 村づくり推進課企画定住係主査

（事務局）

現地確認後会議に臨むこととし現地を視察、その後会議を始める。

【堆肥製造視察：事業者立会い説明、線量測定】

帰庁後、委員長を座長に開会

（委員長）

資料の確認をお願いします。

（事務局）

2種類配布いたしました。

資料1：1ページから4ページ、3月開催第1回会議の議事録案

資料2：5ページから7ページ

資料２別紙：モニタリング結果の詳細

資料３：長泥行政区避難指示解除検討区域８ページから１０ページになります。１１ページからの資料３－２は事業者が昨年５月と１１月に工場ができる前に線量を測定した結果です。

資料の構成としては以上になります。

（委員長）

それでは協議に入る前に資料１の議事録案ですが、会議が終わるまでもしお気づきの点がありましたら事務局にお話してください。ないようでしたら、この案をとりたいと思います。よろしくお願いします。

本日視察した工場の感想などありましたらお願いします。外縁の線量で少し高いところもあるようです。現状の区分では追加除染ができないということなので、今のところ手の打ちようがないようですね。

（環境省）

今の堆肥製造施設や周辺農地は、堆肥製造施設はストックヤードとして線量低減したところで、農地は外縁部除染として対応したものです。今の仕組みの中で外縁部除染を行ったところをさらに除染することは難しいです。

土地活用スキームの中で解除の可能性を判断する状況の中で、その外側を除染することは難しい状態にはなっています。ただ、委員長がおっしゃるように別の区域に入るようであれば新たな外縁として除染できるようになってくるものと思います。

区域が解除になったときに、作業員の被ばく線量管理を含めた状況ができていれば、それをもって土地活用スキームとして判断が可能だと思っていますが、その外側については除染する理屈が必要なものと考えます。

（委員長）

状況が変わればまた対応も変わってくるとの理解かと思います。見学したときに施設の人たちとも話しましたが、施設で働く人たちには線量を心配している方たちがあまりいないということでした。また、ソルガムの測定結果も委員会に報告いただけるとの非常に協力的なお話もいただきました。そのほか何かありますか。

（委員）

ソルガムを栽培する場所の線量は、外縁部除染で客土されているものの線量的に比較的高いと言わざるをえないです。資源作物の栽培ではあるもののしっかり吸収抑制対策をしていただき、管理していかないと風評被害につながる可能性もあるので、村も製品に注視していただきたいと思います。

現地は外縁部除染した農地で山水が染み出るところもあります。ソルガムの栽培予定農地は元々水田だった場所で、沢から取水するので大水のときにセシ

ウムが入ることもあるので知識のある方のご指導いただいたうえで栽培したほうがいいと思います。

(事務局)

現在、長泥行政区内の避難指示が解除された場所で、1 ha 超ソルガムを試験栽培しているところです。試験栽培の段階から既定の線量を超える心配がでないような対応をしなければならないと感じましたので、そのように対応して参りたいと思います。

(委員長)

今回のソルガムは燃料に使うということで一番心配なのは灰です。灰は環境省で処分するのでしょうか。

(環境省)

8,000Bq/kg を超えるようであれば申請により指定廃棄物として処理していくことになると思います。8,000Bq/kg を下回るようであれば通常の産業廃棄物として処理していくことになると思います。

(委員長)

8,000Bq/kg を超える灰を勝手に捨てないよう注意していただきたいと思います。

(事務局)

併せて注意していきたいと思います。

(委員長)

他はいいですか。

(委員)

ソルガムを栽培する過程で、もともと水田だった農地ですのできちんと排水できるようにしないと作れないと思います。知見のある農家に頼るとかして、床敷き壊さないと根腐れを起こすとかそのような考察が必要になると思います。

(事務局)

試験栽培につきましては飯舘村振興公社に農業部門がありますのでこちらのほうに事業者から栽培委託をしています。

今回の土地活用スキームで避難指示解除することにあたっては、作ってから処分されるまでの管理がなされるようにということがひとつの条件になっています。

もし、この土地が避難指示解除されて実際に資源作物を栽培するようになれば、飯舘村振興公社のようなところに管理をお願いしながら栽培することになります。業者からの栽培委託になるのかなど細かい調整は残っていますが、飯舘村振興公社を一番の担い手と考えています。

(委員長)

それでは今後の環境回復に向けた協議を進めて行きたいと思います。説明をお願いします。

(環境省)

前回元々の除染後のモニタリング結果のみお知らせしていました。資料5ページをご覧ください。こちらが資料2になりますが今回視察した場所を中心に27ほ場について、線量を測定しました。

今年の4月1日から12日にかけて線量を測定した結果でして、測定時に調査員が被ばく線量計をつけ、それを単位時間に直したのもお示ししているところです。

今回の調査は、まさに堆肥製造施設とその周辺についての調査、今回土地活用スキームで解除が想定されている場所を測定したということです。

空間線量の最大値、最小値、平均値は前回お示した結果とほぼ変わらないものとなりました。

前回お示した資料で除染前と除染後であまり下がっていない場所があるというご指摘をいただいたところです。こちらの具体的な場所を確認したところ、線量の場所としては外縁と申しますか森林沿いでその場所自身が除染の効果が損なわれるという結果でした。

今回の結果としては空間線量及び調査員の被ばく線量は資料のとおりです。

(委員)

確認したいのですが、作業員が身に着けていた線量計はポケット線量計と考えてよろしいですか。

(環境省)

はい。

(委員長)

作業員が実際つけて測った値、それは除染作業員がつけた値でしょうか

(環境省)

これは現地で測定を行った測定員が身に着けて測った値です。

(委員長)

被ばく線量測定するときに屋内だと野外の空間線量率に0.4を掛けますが、ここはその計算方法を適用するには向かないかなと思います。逆に中の線量は測っているのでそれに滞在時間をかけてみればいいのかと思いながら見学しました。

(事務局)

環境省に説明いただいたところですが、資料3について説明します。

資料は来春避難指示解除に向けて動いている部分になります。

8ページの真ん中より右のピンクの部分でピンクの2箇所の点々が工場と工

場の資材置き場になります。

現地視察時に通ってきた道路の左手に造成された敷地があったと思いますが、そこが右上の部分になります。ピンクの大きい部分のうち赤線で囲ってある部分が堆肥製造施設です。

ピンクの斜線部分は外縁部除染済みの農地で、その一部が堆肥製造施設の燃料としてソルガムを作付けして乾燥させ燃料とするためのほ場となります。

9 ページはその詳細で水色が工場敷地、緑色が外縁部除染農地で、ここがソルガムを作付けするため解除していききたい範囲です。

範囲を修正したいのですが、三角の部分は既に解除済ですので修正願います。それ以外の緑の部分についてソルガムの作付けのため解除していききたい部分です。

10 ページは既に避難指示解除した長泥曲田公園の測定結果を記載させていただきました。

土地活用スキームでは定期的に公園内の線量を内閣府に報告しなければなりません、1 年を経過した段階で測定して報告するための基礎資料です。

この内容を内閣府に報告したいと考えています。道路の北側の部分は、申請時に測定したものと比較して、今回5月8日に測定したものは下がっています。

また、道路の下側部分は今回の測定時には申請時の測点にネットが貼ってあり入れなかったもので、測定地が若干道路寄りだったこともあり高めの数値がでたことも考えられますが、それでも現場では十分低い数値であることを確認してきました。この結果をもって内閣府に報告をしていきたいという報告です。

(事務局)

つづきまして、今後解除予定区域の空間線量の測定結果をご説明します。

(事務局)

測定の結果につきましては、先ほど見学いただきました施設について、事業者からご提供いただきました資料になります。

5月16日と11月ということで、施設ができる前の測定結果ということですよ。

本日、見学の際に計測した結果と比較して、差がある程度わかるものと思います。

堆肥製造施設ができる前とできた後で低減効果がどうかでこちらの資料をご覧いただければと思います。

(委員長)

下がっているのですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

1つ確認したかったのは、長泥曲田公園の倉庫は個人のものですか村のものですか。

(事務局)

倉庫は管理をしていただいている個人のものです。道路の上の部分は一般の方々もご自由に状況を確認していただける場所になっています。

(委員長)

わかりました。それから今日の施設の向かい側の敷地でソルガムを栽培する予定とのことですが、そのほかにここに書いてあるどこか、または全部でソルガムを栽培する予定があるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

図の中の緑淵の部分すべてで栽培したいという計画です。

(委員長)

はい。今土地の活用のところをご説明いただきましたが何かあれば。線量、土、ソルガムについて報告していただければと思います。先ほど委員からありましたように十分低減対策をして、製品が使えないということにならないようにしていただければと思います。

何かご質問ございませんか。

(委員)

11月に測った時に下がったとのことですが、建物ができたから下がったということでしょうか。

(事務局)

11月の測定時には建物がまだなかったとお聞きしていますので、その効果はあったものと思われます。

(委員)

現場の方に伺ったのですが、工事なので絶対切土と盛土が発生しているはずで。環境省がもし除染を行えばフレコンに詰められてタグを付けられて管理されていたはずで。

ただ、ここは仮置き場だったという場所に堆肥製造施設が作られています。施設の形状が仮置き場よりいびつになっているというか形が変わっているような気がします。

敷地を平たくするために仮置き場の外にまで行為が及んでいればそれなりの線量があったはずのものを扱っているはずで。そうすると、事業者として敷地造成の際に発生した土をどこに埋めたのかぐらいは把握して外部の方が来られた時に説明できるようにしていただきたいと思います。

放射性物質が含まれているもので土地活用スキームを使う以上、発生材の管

理は環境省ではなく事業者がやるべきことになるので、その責任としてだいたいでもどこにどれだけ埋まっているということをしっかりカウントすべきではないかなと思います。

加えて、公園の説明も、下がったのなら下がった理由を説明しないといけないと思います。

公表されるのであれば「どんなことがあってこの数字になったのか」をつけておかないとわかりません。経過経緯を少しお願いしたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

(事務局)

1点目の切土と盛土の件につきましては、次回の委員会までに事業者を確認してご報告できるようにしたいと思います。

曲田公園につきましては、施業後、特に除染行為は行っておりません。

草を丁寧に刈ってあるとか、農地、畑に関しては耕してあるとか通常の管理の中で下がっている数字であることをご理解いただければと思います。

(委員)

曲田公園については、一般の人に開放していないのであれば今のルールでいいと思いますが、入る可能性のあるところなので、個人の了解を得ながらある程度情報公開しておかないと「隠している」と受け取られる可能性があります。所有者のご了解を取られて検討されるのがよろしいかと思います。

空間線量率を測っているのであれば別に公開しても問題はないと思います。ただ見解は必ず必要になると思われます。

(委員長)

あそこにモニタリングポストはついていますよね。

(事務局)

はい。

(委員)

0.3くらいでしたね。

(事務局)

はい。

(委員長)

確かに前後で下がっている、逆の部分もあるのですが、倉庫の部分は個人のものなのでこれは除いて曲田公園のほうだけ公開するっていうこともありだと思います。

(事務局)

委員長おっしゃったように通常公園として開放しているのは道路の上の部分

だけですので、これはあくまでも内閣府報告用のものですので、公園の部分だけ公開した方がいいのかなと考えているところです。

(委員)

以前の除染検証委員会の時だったと思いますが、この公園の位置づけの趣旨を聞いたときに、長泥地区の環境回復のシンボリック的なものであったように思います。なので、公表は前提でよろしいのかなと私は思います、以上です。

(委員長)

その上でこの公園の線量が下がった理由は、例えば公園整備に伴い下がったという一文があるとわかりやすいと思います。

何もしなくて下がったのではなく、人の行為があって下がったという説明が必要だと思います。そこを検討いただければと思います。

(事務局)

はい。

(委員長)

環境省さんこれで大丈夫ですか。

(環境省)

はい、今回は大丈夫です。

(委員長)

他にございますか。今日の内容を通してコメント等何かありますか。

(委員)

1点はこの公園の定時報告の年1回は何年くらい継続する予定ですか。何年くらい続けていく必要があるのかというところと、先ほど環境省の担当から説明がありましたが、「気になるところ」が今後土地活用スキームを使っても出てくると思います。制度上「気になるところ」の除染が可能なのか教えてください。

(環境省)

どうしても除染としての縛りがでてくるので制度上では難しいのかとは思いますが。

元々の土地活用スキームの考え方としては、土地活用を行う者が線量低減措置によって、活用する場所ということを前提に判断して貸与するというか、線量低減措置を行った場所が結果的に解除されていくということにして、構造上は追加的に除染をするしくみがありません。

除染する場所については除染をする仕組みなり区域についてはきちんと人が住める場所となることを前提に必要な除染をさせていただいて、解除に向かっていくということです。

(委員長)

もうひとつの長泥曲田公園の測定の件が、たぶん村だけではなく内閣府も関

係してくると思うのです。

(事務局)

長泥曲田公園の報告を何年間続けていくかと言うことですが、今のところ内閣府から指示はありません。

その中で、報告を継続してこの環境回復検討委員会で結果を説明し、「大きな変動がないので報告の必要がないのではないか」とのご意見をいただいたうえで、内閣府に意見をいただいたのでどうでしょうかという打診をしていこうと考えていました。

(委員長)

頻度は年1回ですか。

(事務局)

そのように考えています。

(内閣府)

土地活用方針のほうで頻度は、年度ごととしか書いていません。

この議論の本題は既に避難指示を解除している場所というところに、いつまで報告を続けるのかということかと思えます。

国と村との間で、いつまでこの報告を続けるのかということについて、協議させていただければと思います。土地活用方針の中に明記されていないのでそこに明記することで、終期を決められるということになります。

(委員長)

明記してほかに影響がでないように考慮していただきたいというのが一つと、もう一つは、公園敷地内に線量計がついていたのですが、あの線量計自体の報告がどうなっているか教えてください。

(事務局)

報告についてはこちらでも把握できていませんでした。

(委員長)

県でデータを管理しているのでしょうか。

色々なパターンがあると思います。テレメーターで一部は県にあって、県のほうで把握しているものと、村が行っているものがあると思いますので確認ください。

(事務局)

宿題にさせていただいて、次回に報告させていただければと思います。

【以下の点を確認し閉会となる】

- ・村がもらう報告書提出までのスケジュール
- ・調査データ（工場の調査データ、工場周辺の調査データ、ソルガムの調査データ）の計測、準備

- ・日程調整の件
- ・今回議事録の確認の件
- ・次回までの確認の件

以上